提言書

令和7年度外国人受入環境整備交付金 に係る緊急提言

> 令和7年1月10日 外国人集住都市会議

令和7年度外国人受入環境整備交付金に係る緊急提言

国においては、令和9年から「育成就労制度」の施行を控えるなど、外国人材の受入れを 今後益々加速させる中で、令和6年12月18日に出入国在留管理庁により実施された説明 会(「外国人受入環境整備交付金(以下「交付金」という。)に係る令和7年度の取組につい て」)では、同交付金を実用性に乏しい交付要件とし、実質的に縮小する考えが示された。 これは基礎自治体の現状にそぐわないものであり、外国人材の受入れ・共生のための取組を 政府一丸となって推進していく方針に逆行するものである。

外国人の受入れ・共生のための取組を最前線で担う基礎自治体においては、外国人と日本 人が共に地域で活躍する多文化共生社会の実現に向け、これまで取り組んできた施策や、今 後必要となる施策を確実に実施していくことがこれまで以上に求められており、そのために は恒常的かつ十分な財政措置が必要である。

以上のことから、外国人集住都市会議として次の事項を提言する。

1 交付金の交付率について、1日当たりの基準相談件数を交付基準とするのではなく、現 状の交付率(対象経費の2分の1)を維持すること。

【提言理由】

一元的相談窓口における窓口対応については、短時間に完結するものから、長時間対応するもの、多機関に渡るものなど、その内容は多岐にわたる。そのため、人件費の交付率を基準相談件数により算出することは現実に即したものではないことから、従来のとおり対象経費の2分の1を交付率とするよう求めるもの。

2 文書等の翻訳等、相談員が窓口対応業務以外を兼務している時間についても、交付金の 対象とすること。

【提言理由】

一元的相談窓口を円滑に運営するためには、窓口対応のみでは外国人住民に対して、十分な行政サービスを提供することは困難であり、窓口対応に付随した翻訳対応や必要に応じた他課での通訳対応が発生する。そのため、一元的相談窓口の対応時間のみを交付対象とするのでなく、文書の翻訳や他課で引き続き行う通訳対応も含め、包括的に交付対象とするよう求めるもの。

3 外国人住民数 5,000 人未満の市町村についても一元的相談窓口における多言語対応経 費を交付対象とすること。

【提言理由】

人口規模の違いにより行政サービスに差異が生じることなく、全国的に一律に外国人の 受入れ・共生が実現するよう、外国人住民数 5,000 人未満の市町村についても多言語対応 経費を交付対象とするよう求めるもの。

4 出入国在留管理庁通訳支援事業について、一元的相談窓口において、円滑な利用が可能 となるよう、通訳オペレーターの拡充等、十分な対応を行うこと。

【提言理由】

通訳対応が必要な際に確実かつ円滑な利用が可能となるよう、利用時間拡大や手続きの 簡素化など同支援事業の改善を求めるもの。

5 基礎自治体からの財源需要に対応するため、十分な財源確保を図ること。

【提言理由】

令和6年度と同様に基礎自治体からの申請額が国の予算額を超過することが生じ、財政 負担や事業規模の見直しに迫られることのないよう求めるもの。

外国人集住都市会議

群馬県 伊勢崎市

太田市

大泉町

長野県 上田市

飯田市

静岡県 浜松市

愛知県 豊橋市

豊田市

小牧市

三重県 鈴鹿市

岡山県 総社市

令和7年1月10日 外国人集住都市会議